

○財務省告示第二十五号

関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十号）の施行に伴い、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号の規定に基づき、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十六年第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量を定める件（平成二十六年三月財務省告示第百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月十五日から適用する。

平成二十七年一月十四日

財務大臣 麻生 太郎

前文中「平成二十五年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量」を「平成二十六年度における第一号に係る輸入基準数量及び同年度における第一号に係る協定対象外輸入基準数量」に改める。

本則中「あらかじめ財務大臣が告示する数量は、次の各号」を「第一号に係る輸入基準数量は、平成二十六年度につき次の各号」に改め、本則第二号イ中「九万三百六十六トン」を「九万九百九十九

トン」に改め、同号口中「二十万七千四百六十八トン」を「二十一万三千百十トン」に改め、同号ハ中「二十九万七千六百九十トン」を「三十万六千四百二十トン」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2 関税暫定措置法第七条の五第一項第一号に規定する第一号に係る協定対象外輸入基準数量は、平成二十六年度につき次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

八万九千四百九十三トン

二 冷凍牛肉

十四万三千六百四十三トン